**平成２４年（フ）第５３号**
静岡県浜松市西区入野町6379番地　マンション重兵衛305号
債務者　大庭　　宏
1　決定年月日時　平成24年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２４年（フ）第６９号**
静岡県浜松市中区佐鳴台３丁目55番５号　河合コーポⅠ―201
債務者　小山　徹樹
1　決定年月日時　平成24年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２３年（フ）第３３１８号**
横浜市神奈川区松本町６丁目45番地の１
債務者　木村美智子
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第７１号**
横浜市中区長者町４―11―６　シャルム小柳602、住民票上の住所神奈川県鎌倉市岩瀬１丁目23番５号　めぐみ荘１－３
債務者　又村　義則
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第１７７号**
横浜市旭区中白根２丁目28番18号　ハイム旭２－Ｃ
債務者　針田　　誠
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第２１１号**
神奈川県大和市下鶴間2789番地　エステート山王103
債務者　塩畑なつ子（旧姓栗谷）
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第２１２号**
横浜市鶴見区駒岡３丁目37番16―403号
債務者　舟橋　秀樹
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第２２３号**
神奈川県大和市南林間１丁目12番12号　シャンブル南林間305号
債務者　坂西　慎也
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月27日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第３５０号**
横浜市保土ケ谷区新井町601番地９　カーサ新井202号
債務者　日比友紀子
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第３６２号**
横浜市港北区高田東１丁目42番７号　サクマハイツ203
債務者　加村　　実
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第３７５号**
横浜市西区戸部町４丁目149番地２　内田ハイツ101号
債務者　日比野博子（旧姓瀬野）
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第３８３号**
横浜市緑区十日市場町1258番地　十日市場ヒルタウン５―４号棟305号
債務者　中島　浩子（旧姓上原）
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第３８６号**
横浜市瀬谷区瀬谷４丁目24番地51　グランヴェールⅡＥ―101
債務者　山村　　健
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第３９９号**
横浜市神奈川区西寺尾４丁目15番４―503号
債務者　新久保留美
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第１０１８号**
大阪府寝屋川市萱島本町７番５号
債務者　海老原　茂
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部